

## 工業高校四年制論の学校制度論的問題点

佐々木 享

### はじめに

原正敏氏の論文はたくさんのことを述べている。そのうち、事実についてのかなり詳細な調査に基いた報告の部分と、それについての感想については、あまり重要な異論は私にはない。ただし、末尾につけられた提案は学校制度改革構想をふくんでいる。学校制度改革は、その学校への生徒の進学状況や社会的要請についての調査だけでは議論することはできない。学校制度改革を論ずるには学校制度のもつ問題を研究することが必要である。その意味では、実態調査の精緻さと、提案との間にはあまりに距離があり過ぎるようにおもわれるので、ここでは、原提案の学校制度論としての問題点だけを検討してみたい。

原提案には二つの内容がふくまれている。その1つは、高校の「普通科へ進学することは大学進学の可能性をより多く持つとともに、専門的知識や技能を不用とする単純労働につく可能性も多く持つことになるという事実を、もっと中学校教師・父母に明らかにする必要がある」というものである。もう1つの提案は、「それとともに、抜本的には、工業学科によせられている『社会的要請』（十分に検討する必要はあるが）からみて、工業学科の修業年限を1カ年延長して4年制にし、第3学年修了時の大学入試受験資格を認めるような制度改革が必要であろう。即ち、3年次までに普通教科を強化し、且つ専門教育の水準を現行ないしそれ以上に高めることが、生徒の将来のためにも、『社会的要請』という点からみても必要ではあるまいか」というものである(10ページ)。

二つの提言を並べてみると、たがいにいわ

ば次元の異った提案であることがわかる。第一の提案は、中学校教師や父母に、普通科へ進学することの意味やその普通科卒業後の展望について正確ないわば「冷徹な」事実に基づいた情報を提供する必要があるというもののである。したがってこの提案の対となるべきものは、職業学科の制度改革ではなく、職業学科に進学すると何を勉強することになり、また、職業学科を卒業するとどういふ展望が開けるのかについて、中学校の教師や父母に正確な理解を求めめる必要がある、というようなことになるのではないのだろうか。これにたいして第二の提案は工業学科の制度改革案である。工業学科の制度改革案の対となるべきものは、普通科の制度改革案ではないかと私は考えるが、提案はこの点については何らふれていない。第一の提案からは、普通科に関して、少くとも制度問題としては現状を肯定しているのではないかという推測もなりたつ。もし肯定しているのだとするとそれ自体が問題だと私は考える。原論文は職業学科のあり方を主題としているから、普通科の問題を分析していないことはやむを得ない。そこで、「普通科の問題点や制度改革問題については別に検討する」という意味のことを書き添えておいた方がよかつたのではないかとおもうのである。

こんなことを書く理由の一つは、原論文は普通科について全くふれていないのではなく、「普通科進学は決して大学進学のパスポートではない」という文章がみられたりするからである(9ページ)。事実の問題としていえば普通科進学が大学進学のパスポートでないことはたしかであるが、他方、大部分の普通

科の教育課程は、大学進学希望者向きのコースではもちろんのこと、就職希望者向きのコースでさえも、大学進学にしか役に立たないようなものになっていることもまた事実なのではないか、と私にはおもわれるし、このことがもつ意味を分析しなくては科学的な高校教育改革論は成り立ち得ないのではないかとおもうからである。

しかし原論文の主題は高校の工業科の問題であるし、したがって提案の力点も高校工業科の改革におかれているから、以下にこの工業科改革提案について若干の感想を述べる。

## I

原氏が研究会で口頭発表した際に、この改革案が工業高校4年制論である旨の発言をされたのにたいして、幡野憲正氏はこの改革案は5年制高専に近いものだとして述べ、かつて原氏は高専設置法（正確には学校教育法の一部改正）が提案された際にこれに反対していたのだから、今回の改革構想は首尾一貫しないのではないかと疑問を提出された。一応もつともな疑問であるとおもわれるので、年限延長に関する歴史的な事情を紹介し、ついで、原提案と5年制高専との異同も検討しようとおもう。

最近の事情はよくわからないが、もともと、工業高校を4年制にすべしという議論は、工業高校長の一部に根強く存在していたものである。（定時制は初めから4年制であるから、ここで言う工業高校4年制論は全日制を念頭においている。）ところが、この工業高校4年制論ないしはそれに類似した議論は、もともと、戦後の教育改革期に存在していたものなのである。たとえば、教育基本法をはじめとする戦後日本の教育制度の骨格を練りあげたのが教育刷新委員会であることはよく知られているが、この教刷委が採択した学制改革案（1946年12月27日に採択した「中学校に続くべき教育機関について」という建議）は、

その高校に関する事項の冒頭において、

- 1 三年制の高等学校（仮称）を設ける。但し、四年制五年制のものも設けても差支えないこと。

としていたのである。すなわち教刷委の改革構想は、4年制や5年制の高校があってもよいとしていたのであった。

教刷委の建議を基礎としたいいわゆる6・3・3制などの学校制度改革は学校教育法に盛り込まれた。高等学校の修業年限は学校教育法第四十六条に定められているが、発足当初の条文は次のとおりであった。

第四十六条 高等学校の修業年限は、三年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第四十四条第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。

ここで言う「第四十四条第一項の課程」とは定時制課程をさしている。みられるように、学校教育法の当初の条文では、全日制についても、「特別に技能教育を施す場合」には修業年限を4年以上とすることができるとされていたのである。「特別に技能教育を施す場合」とはどのような場合かが問題となるが、文部省当局者の手による最初の解説書である内藤誉三郎『学校教育法解説』（1947年、ひかり出版社）はこの点について、「音楽科とか商船科とか云った学科はその性質上三年以上としなければならないのであろうし、………」と述べるにとどまっていた（74ページ）、原提案のような工業科について認めるつもりがあったのかどうかははっきりしない。また、同じ47年に文部省学校教育局が出した『新制高等学校実施の手引』は、「通常の課程の修業年限は三年を原則とするが」、「特別の技能教育を施し、修業年限が三年をこえる新制高等学校の設置の具体的事項については、なお未決定の部分もあるので、追って発表する」と記されている（13ページ）。

ところで、私たちの知る限り、結局、全日

制で4年制の課程を置く場合の規定はつくられた様子はなく、現実にも、全日制で4年以上の課程を置く学校は一枚もつくられなかった。これは、4年以上の課程をもおくべきだという意見がなかったことを意味するのではなかった。4年以上の課程の学校をつくりたいという希望が地方当局などにあったかどうかは確められないが、教刷委の審議過程などでは、職業課程に年限延長を認めるべきだという意見が出されていたことが知られている（たとえば、佐々木輝雄『高等学校制度改革の今日的課題』1975年3月、182ページ、参照）。もちろんこれについては教刷委内部にも反対があったが、最も強硬に反対したのは占領軍当局であり、そのために全日制における4年以上の課程は実現されなかったものようである。この間の事情は、教刷委第16特別委員会第6回委員会（49年5月27日）における次の発言から推察することができる。

「司令部の方からから申入れた言葉がありまして、実施準備のときに5年の高校にしてもいろいろ根本的の考えを表明したいと思ひまして、それを書いて持って行きました。そしたら6・3・3・4の態勢を持たせながらの5年の高等学校、そういうものについては別に追って再発表するというようなことで逃げてしまうというようなことになっているのであります。どうしても5年の高等学校ということは承知しないのであります。それは法律にどうあるともいけないという強硬な意見がありました。」（佐々木輝雄、前掲書、40～41ページ）

学制改革をすすめていた当時、小学校・中学校・高等学校という単一の学校体系をつくり出すことに熱意をもっていた占領軍当局者が、大学入学資格取得後におよ1年あるいは2年の教育を正規の課程として実施するという学校が通例のつまり3年制の高校と同格の高校と言えるのかどうかについて疑念をもち

（というよりも、こういう変則的な学校を認めることによって小・中・高という単一の学校体系が崩壊するきっかけをつくることをおそれて）、4年制とか5年制という高校をつくることに強硬に反対したことも、うなづけることであった。

なお、この点については、占領軍当局者は、学校教育法案を認めておきながら、一たん成立したあとで4年制あるいは5年制の高校を認めないと言ひ出したのは方針転換なのかという疑問があるかも知れないので一言しておきたいことがある。敗戦後の学制改革は、たしかにその出発点において、アメリカ教育使節団報告書という重要な示唆を得ているし、占領軍が日本の学制改革に熱意をもっていたことは周知のところであるが、改革構想は、教刷委を中心にした日本側の独自の構想でまとめられたのである。学校教育法案は、文部省事務当局が、教刷委の審議状況をみながら要綱案などの作成準備をすすめていたというものの、教刷委の学制改革に関する建議が内閣へ提出されたのが46年12月27日、それから47年3月上旬までの2か月半ほどのあいだに政府案をまとめなくてはならなかったのである。こうして作成された学校教育法案は教刷委の審議にかける時間的余裕がなかっただけでなく、成文について占領軍の了解をとりつけるいとまさえなかったのであった。この間の事情を前掲『学校教育法解説』は次のように述べている。（主題から幾分外れるが、比較的知られていないことなので紹介しておきたい。）

六・三制実施予算を大蔵省が全額削ってしまったのが46年1月上旬、1月末の文相更迭を間にはさんで、新学制実施の予算の復活つまり新学制を47年4月から実施することを漸く閣議決定したのが2月27日。新学制を具体化する法律は学校教育法であるが、総司令部との間にその要綱案が確定したのは漸く2月18日であったという（諸言1ページ）。その

後、これを「整理しては又修正し、幾度か推敲を重ねて、漸く三月七日総司令部の最後の承認がないことを条件に取敢えず閣議決定して、直ちに枢府へ御諮詢奏請の手続を取り三月十五日枢府本会議可決の運びとなった。愈々十五日の議会上程することが確定したのであるが、印刷物が間に合わないというので六百部徹夜でガリ板を書いた。……」という。つまり、総司令部の了解をとりつけたのは要綱案だけであって、学校教育法の案文については承認のないまま閣議決定し、枢密院にかけられ、議会上程されたというのである。2月18日に総司令部が了解したという学校教育法要綱案がどの位詳細なものであったのかは今はわからないが、司令部当局としては、法案の細目までみたりえて承認したのではなかったから、高校に4年以上の課程を置くことは認められない、と後になって言い出す余地はあったわけである。

こうした経過もあったので、「特別の技能教育を施す場合」に3年を超えてもよいとした当初の条文は、1950年の改正によって削除され、現行の条文のように改正された。この改正の趣旨を文部省の通達は、「特別の技能教育を施す学校、例えば、美術や音楽の課程を置く学校の場合でも、三年で高等学校としての正規の課程を修了させ、更に必要な場合は、専攻科として精深な教育を施すことにした方が、大学への連絡その他を考慮して適当であるので、特別の技能を施す場合でも、修業年限は三年と改正されたのである。」と述べている（天城薫『学校教育法逐条解説』1954年、学陽書房、175ページ）。みられるように、改正の趣旨は、私のいっている疑問と同じではない。私は、教育課程編成の面で、各教科・科目の学習の意義を等価なものとし、共通必修教科・科目と選択の教科・科目の組み合わせと、その学習量を「単位」で測定することにより、必修教科目を含む一定量の単位を履修すれば、いずれの学科に

おいても高卒という同格の資格を与えるところに新制高校の特色を見出しているので、原提案（したがって当初の学校教育法第46条）は、高校教育の単一性を崩壊させる危険をふくんでいるのではないかという疑念を禁じ得ないのである。ここに、原提案の学校制度論としてのむつかしさがあるようにおもるのである。

## II

現実に一校もつくられなかった学校を問題にしても意味がないという疑問もあるが、原提案が「工業学科の修業年限を1カ年延長して4年制にし、第3学年修了時の大学入試受験資格を認めるよう」にするとしているので、4年制あるいは5年制の高等学校を認めていたときの学校教育法が大学入学資格をどう扱っていたかを調べてみよう。

大学入学資格は学校教育法第五十六条に規定されている。47年に制定された当時のこの第五十六条は、現在の条文の第一項の部分だけであった（この部分の文言は全く変わっていない）。

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

そこで、全日制の4年以上の課程の高校をどう扱うつもりだったかが問題となるが、この点につきさきの内藤『学校教育法解説』は、「通常の課程による十二年の学校教育を修了した者とは、例えば修業年限五年の高等学校の三年修了者を意味する」と述べていた（75ページ）。つまり、この解釈は、原提案と同じ意味のことを述べているわけである。

さきまわりして私の一つの結論を言っ

まえば、学校制度論としてはこの、3年修了時に大学入学資格を与えるとしている点に問題があるようにおもう。

善し悪しとは別として、中等教育（あるいは中等学校）の最も重要な特質の一つは、その教育を修了すれば正系の上級学校（ここでは大学）への入学資格が得られるという点にあった。1943年の中等学校令は中学校・高等女学校・実業学校をそれぞれ同格の中等学校としたが、三種の学校が同格であり中等学校といえるのは、たんに勅令にそう書かれているからなのではなく、修業年限4年のこれらの学校（昼間制）を卒業すれば高等学校や専門学校への入学資格が与えられたからであった。また、戦後、全日制と定時制が全く同格の高校教育だといわれるのは、定時制課程を修了すれば全日制と差別なく大学入学資格が得られるからである。

こうした点から考えると、全日制で、4年あるいは5年が正規の課程で、その3年修了時に大学入学資格が与えられるという学校は、高等学校といえるのだろうかという疑問が生れてくることを禁じ得ない。実際、1961年の学校教育法一部改正でできた高等専門学校は、修業年限5年であり、学校教育法第56条によってその3年修了時に大学入学資格が与えられている。高等専門学校が高等学校でないこととは言いまでもない。こうした点で、幡野氏が、原氏の言う4年制工業高校と高専とは同じことになるのではないかと疑問を提したのは、理由のあることであった。

### Ⅲ

全日制にも4年制あるいは5年制の高校を認める規定が削除された後にも、工業高校長のなかから工業高校4年制論が再び抬頭したが、この場合、3年修了で大学進学を認めるのか、4年卒業でなければ認めないのか、はっきりしていなかったのではないだろうか。原氏は後者のような提案はしていないのだが、

もし後者の場合だと、（定時制の場合と同様に）その学校は4年をおわらなければ高校卒業とはいえないのだと主張することになる。それはそれで論理だけは通るが、そうなると高卒に必要な単位数が学科によって異なることになり、それを認めると高校教育の単一性は崩壊の危機に瀕するおそれもあるといわなくてはならないだろう。また、仮りに高校の単一性の崩壊という犠牲をはらって後者のような措置を認めるとすれば、学校教育法は46条の改正だけでなく56条も改正せざるを得ない。高専がない時代ならそれでもできたかも知れないが、現在では高専があるのだから、後者の趣旨を実現するための法改正は高専に波及せざるを得ないようにおもわれる。

仮説をもとにして議論してもあまり意味がないから原提案に戻ってみると、原提案は4年制といているのだから、結局のところ、高校でもなく高専でもない新しい学校制度をつくるべきだと言っていることになるのではないだろうか。

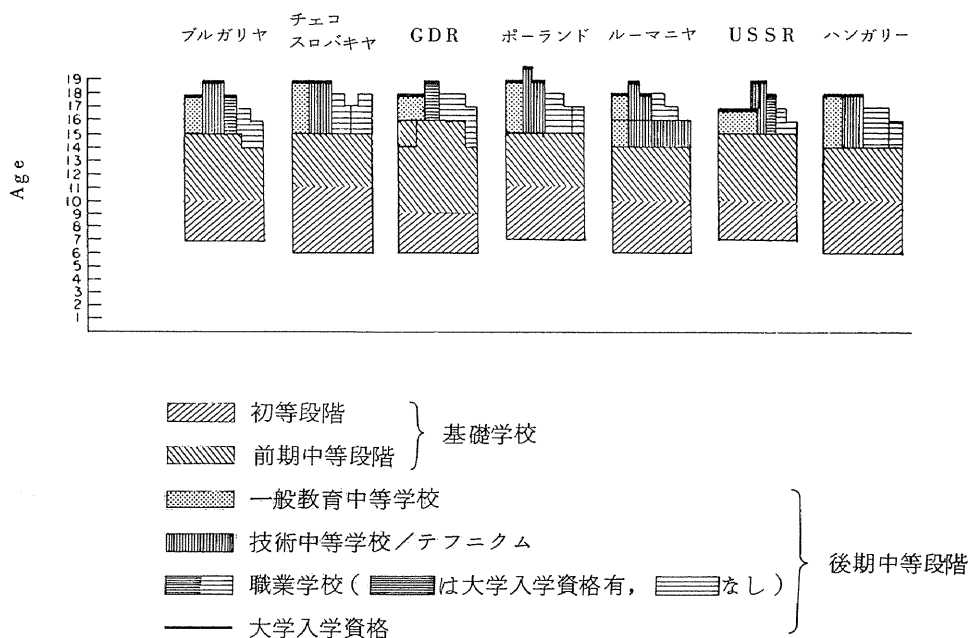
もし、原提案の工業高校4年制論に賛成か反対かを問われるとすると、そのために検討すべき事項が多いから、今の段階では答えようがないというのが私の意見である。私は、現在の日本の高校教育という学校制度は、制度という面からみればたいへん民主主義的な性格をもっていると考えている。能力主義教育政策、いわゆる学歴主義、入試における能力主義的選別、学区域の拡大等、実際の運用面に多くのゆがみが出ていること、とりわけその矛盾と教育上の困難な問題が職業学科にしわ寄せされていることは認めなくてはならない。しかし、その問題を解決する道は、基本的には憲法・教育基本法の掲げる教育理念を発展させるようなものであり、かつ、今日の教育制度の民主的性格と両立し得るようなものでなくてはならないのではないかとおもう。このことを基本に据えて考えるならば、制度改革を考える柔軟性は必要だとおもうの

だが、原提案はこの点については事実上何もふれていないので、にわかに賛否を表しかねるのである。

私が今日の高校教育制度のどの点を民主主義的なものとみているかについては、『高校

教育論』や『高校教育の展開』でふれたのでここでは省略するが、図に紹介するヨーロッパの社会主義諸国の教育制度とくらべてみても、日本の高校教育制度は民主主義的なものだといえるのではないかとおもう。

初等及び中等教育体系図



Prof. Wolfgang Mitter ( translated by K. F. Smart )  
: Secondary School Graduation

なおこの図は、どのような学校に大学入学資格があるかという点を比較するためのもので、互に趣旨の異なる学校体系を、同じ基準でとらえようとしているので、ムリに図式化した点が少くない。しかし、中等教育の第2段

階（わが国でいう後期中等教育の段階）の教育訓練機関のなかには、それを修了しても大学入学資格を与えられないものが、（今日なお、というべきか）少なくないことを察することはできるであろう。（名古屋大学）